

○雲仙市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

平成24年7月18日

訓令第14号

改正 令和3年3月8日訓令第4号

令和3年12月15日訓令第18号

(目的)

第1条 このガイドラインは、本市の職員（会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。）が職務の一環として、ソーシャルメディアを利用するに当たり、その有効性を十分に活用して市政情報等を発信するために必要な指針を定める。

(アカウントの名称等)

第2条 このガイドラインを適用するソーシャルメディアの雲仙市公式アカウント（以下「アカウント」という。）の名称及びIDは、別表のとおりとする。

(運用方法)

第3条 職員は、アカウントから次に掲げる情報発信を行うものとする。

- (1) 市ホームページの掲載内容
- (2) アカウントに関する情報
- (3) 市民のニーズの高い情報や周知する必要があると思われる情報

2 前項の情報発信は、情報を発信する局、課及び室（以下「課等」という。）の職員（以下「担当者」という。）が、当該課等の所属長の決裁を受けた後でなければ行うことができない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 災害情報その他緊急を要する内容を情報発信する場合
- (2) イベント、競技会等の実施状況、結果等について情報発信する場合
- (3) 既に一般に周知されている事項について、公式の情報として発信する場合
- (4) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

(基本原則)

第4条 職員は、ソーシャルメディアによる情報発信を行うに当たって、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

- (1) 職員として自覚と責任を持った情報発信を行うこと。
- (2) 法令、例規、当ガイドライン、別に定める運用基準及び各ソーシャルメディアが定める利用規約等を遵守すること。
- (3) 誤解を与えない、簡潔な情報発信に努めること。
- (4) ソーシャルメディアを利用するに当たっては、難解な表現を避け、親しみやすい文章表現に努めること。この場合において、表現によっては、他の利用者が不快に感じる事又は公私混同と受け取られる可能性があり得ることを自覚し、一定の品位と節度をもって表現しなければならない。
- (5) 画像、動画等を投稿する場合は、投稿する前に必ず、当該画像、動画等の中に非公開情報、掲載許可を得ていない対象等が写りこんでいないかどうかを確認すること。
- (6) 他の利用者とのトラブルを回避するため、冷静かつ誠実な対応をすること。
- (7) 職員は、市民等からの投稿に対してソーシャルメディアのアカウントから返信

は行わず、意見及び問合せについては市ホームページにおいて行うものとする。

(免責事項)

第5条 アカウントに掲載されている文章、写真、動画、イラスト等の著作権その他の知的財産権は、市又は著作権者その他の権利者に帰属する。

2 アカウントの運用に関する免責事項は、次に掲げるものとする。

(1) 市は、他の利用者がアカウントの投稿内容等を信頼したことにより、当該利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。

(2) 市は、アカウントに関連して利用者間又は利用者と第三者間でトラブル又は紛争が生じた場合について、一切の責任を負わない。

(3) 市は、アカウントの情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。

(4) 市は、予告なくアカウントの運用に係る方針及び第3条に定める運用方法を変更し、又は中止する場合がある。

(禁止事項)

第6条 職員は、ソーシャルメディアによる情報発信を行うに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 誹謗中傷又は不敬な言い方を含む情報を発信すること。

(2) 人種、思想、信条、居住若しくは職業等で差別し、又は差別を助長する情報を発信すること。

(3) 職員の個人的な状況又は意見等の情報を発信すること（職務上必要な場合を除く。）。

(4) 違法行為又は違法行為をおおる情報を発信すること。

(5) 職務上知り得た秘密又は個人情報を含む情報を発信すること。

(6) 市又は第三者の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある情報を発信すること。

(7) わいせつな内容その他公序良俗に反する内容を含む情報を発信すること。

(8) 信頼性が確保できない情報を発信すること。

(9) 重要施策の意思形成過程の情報を発信すること（市が積極的に意見等を求める場合を除く。）。

(10) 市のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信すること。

(11) 職員又は市が委託した者以外の者に情報を発信させること。

(運用の停止又は終了)

第7条 市長は、ソーシャルメディアの利用の継続又はアカウントの管理が困難と判断した場合は、当該ソーシャルメディアの利用を停止し、又はアカウントを削除するものとする。

2 市長は、前項の規定によりソーシャルメディアの利用を停止し、又はアカウントを削除した場合は、その旨を市ホームページで周知するものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、ソーシャルメディアの利用に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月8日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月15日訓令第18号）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（雲仙市Facebookに関する運用基準等の廃止）

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

（1） 雲仙市Facebookに関する運用基準（平成24年雲仙市訓令第15号）

（2） 雲仙市LINE公式アカウント運用基準（令和3年雲仙市訓令第6号）

別表（第2条関係）

ソーシャルメディアの 名称	アカウントの名称	アカウントのID
Facebook	雲仙市役所	@unzencity
LINE	雲仙市	@unzencity
Instagram	雲仙市公式#アイシテルウンゼ ン	@unzen_official
Twitter	雲仙市公式	@unzen_official